



訪問の様子。「最近体調はどう？」と声をかけられました

巻頭特集 どんな人？

# 民生委員・児童委員

# 児童委員

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、地域から推薦された人たちが、地域住民の福祉向上のために、厚生労働大臣が委嘱(任期3年)する「民間の奉仕者」です。

宇美町には現在40人(定数43人)の民生委員・児童委員がいて、地域における福祉活動の中心的な担い手として、保健・福祉サービスの情報提供をはじめ、生活上の相談・各種手続きの支援など、各行政機関への橋渡し役として活動しています。また、委員のうち2人は、主任児童委員として子育てに関する相談や児童虐待など、児童問題を専門的に担当しています。

民生委員・児童委員の仕事は

【地域住民の実態把握】  
さまざまな地域活動や高齢者のお宅を訪問し、相談に応じています。また、役場などの関係機関と連携し、相談や支援活動を進めます。

民生委員・児童委員及び主任児童委員が12月1日に改選され、厚生労働大臣から委嘱されました。

少子超高齢社会、核家族化、人間関係の希薄化など、私たちの暮らしを取り巻く環境は以前より著しく変化しています。介護や育児をはじめ、福祉の充実には行政だけでは難しく、地域のみさんの力が必要です。その大きな力となつていくのが、民生委員・児童委員のみなさんです。地域に住んでいる誰もが安心して暮らせるよう、さまざまな活動をしています。また、行政とのパイプ役として、町民と福祉サービスを結びつける大切な役割を担っています。

今回の特集は、民生委員・児童委員の役割や、活動の様子などを紹介します。

【高齢者福祉活動】

高齢者や介護する家族などが安心して過ごせるために、地域の関係団体と連携し、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせる社会づくりに努めています。

住民のあたたかい思いやりと助け合いの協力関係をつくりまします。

【児童福祉活動の推進】

児童虐待の早期発見、通報に努めるとともに、親子を継続的に見守り、その支援を行います。

子育て関係機関や、育成会、PTAなどと連携し、健全育成活動に努めます。

【障がい者福祉活動の推進】

障がいのある方に関係する制度やサービスなどの情報提供を行うとともに、相談や支援を行います。

具体的サービスの実現に向け、関係機関との連携を図り、障がいのある方の地域での生活支援に努めます。

【生活援助活動の推進】

地域で困っている方の生活実態把握に努め、被保護世帯に対するよき相談

相手となり、粕屋保健福祉事務所などの関係機関と連携し適切な支援を行います。

守秘義務と情報の共有化

【民生委員・児童委員と守秘義務】  
民生委員・児童委員は、民生委員法第15条により、守秘義務があります。つまり、民生委員・児童委員は、職務上知り得た情報を漏らさない義務があります。

【民生委員・児童委員と役場など関係機関との連携の必要性】

民生委員・児童委員の主な仕事は、地域のみなさんの相談に応じ、助言など援助し、福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるように情報提供などをすることです。

そのため、関係機関との情報共有を進めていく必要があります。民生委員・児童委員活動には、住民に対して支援を行う関係機関との連携が不可欠です。

困ったときは 民生委員・児童委員に相談してください

民生委員・児童委員は、心配ごとを解決するためのお手伝いをします。ひとりで悩まないで、「誰かに話してみたい」と思ったら、気軽に相談してください。

相談の例

在宅福祉	健康・保険医療	住居	子どもの地域生活	仕事
介護保険	子育て・母子保健	年金・保険	家族関係	
学校生活・子どもの教育	生活費	生活環境	日常的な支援	

※民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容がほかに漏れることはありません。



小学生の登下校の見守りの様子。見守りは、毎日行われています(校原小)